

令和4年5月17日
農林水産部漁政課長 青木 雅志
(担当補佐 武士 和良)
電話 029-301-4070

茨城県産ホッキガイ（ウバガイ）の採捕及び出荷自主規制の解除について

茨城県産ホッキガイにつきましては、麻痺性貝毒の検出により令和4年4月14日から採捕及び出荷自主規制措置を講じておりましたが、今回、安全性が確認されたため、令和4年5月17日付けで措置を解除しました。

鹿島灘海域で、令和4年4月11日に採取したホッキガイを検査機関（一般財団法人日本食品検査）で検査した結果、国の規制値（1gあたり4.0マウスユニット）を上回る8.2マウスユニットの麻痺性貝毒が検出されたため、令和4年4月14日付けをもって、沿岸の漁業協同組合等に、ホッキガイの採捕及び出荷の自主規制を要請していました。

その後の検査の結果、下表のとおり3回連続で毒値が国の規制値未満となったため、国のガイドラインに基づき、令和4年5月17日付けをもって、ホッキガイの採捕及び出荷自主規制措置を解除しました。

項目	第1回	第2回	第3回
採取年月日	令和4年 4月19日	令和4年 4月26日	令和4年 5月12日
検査年月日	令和4年 4月22日	令和4年 5月2日	令和4年 5月17日
毒値 (MU/g)	検出限界値 (2.0) 未満	検出限界値 (2.0) 未満	検出限界値 (2.0) 未満

なお、麻痺性貝毒の原因は、毒化するプランクトン（アレキサンドリウム・カテネラ（渦鞭毛藻類））を貝が大量に摂取するため起こるもので、春から夏にかけて多く発生が見られます。ホッキガイでは平成8年以来の規制でした。

また、ホッキガイと同じ漁法で採取されるハマグリについても同時に検査を行っておりますが、貝毒は検出されておられません。今後、引き続き検査を行い、貝類の安全性を確保することとしております。

1. 貝毒について

(1) 貝毒の種類

	麻痺性貝毒	下痢性貝毒
毒化原因	貝類が有毒プランクトンを摂取することで毒化が起こる	
原因 プランクトン	アレキサンドリウム・カテネラ	ディノフィス・フォルティ
毒成分	サキシトキシン (STX) ゴニオトキシン (GTX)	ディノフィシストキシン (DTX)
毒化貝	ハマグリ、ウバガイ、ムラサキイガイ、アサリ、カキ等	ハマグリ、ウバガイ、コタマガイ、ムラサキイガイ、アサリ等
中毒症状	口唇、舌、顔面のしびれ等	下痢、吐気、腹痛

(2) 規制値等

	麻痺性貝毒	下痢性貝毒
規制値 ¹⁾	4 MU/g (可食部)	0.16 OA 当量/kg (可食部)
要警戒値 ²⁾	2 MU/g (可食部)	0.05 OA 当量/kg (可食部)

1) 平成 27 年 3 月 6 日食安発 0306 第 1 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知による。

2) 平成 27 年 3 月 6 日付 26 消安第 6073 号農林水産省消費安全局長通知による。

2. 茨城県における過去の麻痺性貝毒発生状況

茨城県産ホッキガイ

採取月日：平成 8 年 4 月 16 日

検査年月日：平成 8 年 4 月 18 日

試験結果：7.9 マウスユニット/g

3. 茨城県産ホッキガイの採捕及び出荷自主規制の要請（今回は解除）・通知先

- ・ 県内沿海各漁業協同組合 10 件
- ・ 県内沿海各水産加工業協同組合 7 件
- ・ 茨城沿海地区漁業協同組合連合会 1 件
- ・ 茨城県水産加工業協同組合連合会 1 件
- ・ 県内各消費地市場 5 件
- ・ 県内沿海市町村 9 件
- ・ 県内関係機関
(生活衛生課、観光物産課、販売流通課、農業技術課、水産振興課、水産試験場、霞ヶ浦北浦水産事務所) 7 件
- ・ 農林水産省消費・安全局 1 件
- ・ 各都道府県 3 件

44 件